

市第117号議案

横浜市介護保険条例の一部改正

横浜市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年2月17日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市介護保険条例の一部を改正する条例

横浜市介護保険条例（平成12年3月横浜市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、同条第1号及び第2号中「24,900円」を「27,000円」に改め、同条第3号中「32,370円」を「35,100円」に改め、同条第4号中「49,800円」を「54,000円」に改め、同条第5号中「54,780円」を「59,400円」に改め、同号イ中「規定する要保護者」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。以下「支援給付」という。）を必要とする状態にある者」を、「ならば保護」の次に「（生活保護法第2条に規定する保護又は支援給付をいう。以下同じ。）」を加え、「又は第7号イ」を「、第7号イ、第8号イ又は第9号イ」に改め、同条第6号中「62,250円」を「67,500円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第8号イ又は第9号イ」に改め、同条第7号中「74,700円」を「81,000円

」に改め、同号ア中「7,000,000円」を「5,000,000円」に改め、
 同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第9号イ」を加
 え、同条第8号中「99,600円」を「121,500円」に改め、同号を同
 条第10号とし、同条第7号の次に次の2号を加える。

(8) 次のいずれかに該当する者 94,500円

ア 合計所得金額が5,000,000円以上7,000,000円未満であり
 、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこ
 の号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない
 状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を
 除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 108,000円

ア 合計所得金額が7,000,000円以上10,000,000円未満であり
 、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこ
 の号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない
 状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を
 除く。）に該当する者を除く。）

第6条第1項の表を次のように改める。

	各納期の納付額
第4条第1号に該当する者	2,700円
第4条第2号に該当する者	2,700円
第4条第3号に該当する者	3,510円
第4条第4号に該当する者	5,400円

第4条第5号に該当する者	5,940円
第4条第6号に該当する者	6,750円
第4条第7号に該当する者	8,100円
第4条第8号に該当する者	9,450円
第4条第9号に該当する者	10,800円
第4条第10号に該当する者	12,150円

第7条第3項中「若しくは第7号イ」を「、第7号イ、第8号イ若しくは第9号イ」に改める。

附則に次の3項を加える。

(平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率の特例等)

12 令第39条第1項第4号イに掲げる者のうち、次のいずれかに該当する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率は、第4条第4号の規定にかかわらず、51,300円とする。

- (1) 平成21年度から平成23年度までの各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が800,000円以下である者
- (2) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）若しくは同項第4号ロ又は第4条第5号イ、第6号イ、第7

号イ、第8号イ若しくは第9号イに該当する者を除く。)

13 前項に規定する第1号被保険者の各納期ごとの保険料の納付額は、第6条第1項の規定にかかわらず、5,130円とする。

14 平成21年度から平成23年度までの各年度における第7条第1項若しくは第3項又は第8条の規定の適用については、第7条第1項中「定める額」とあるのは「定める額（附則第12項に規定する第1号被保険者にあつては、同項に定める額）」と、同条第3項中「第9号イ」とあるのは「第9号イ若しくは附則第12項第2号」と、第8条中「第1号被保険者」とあるのは「第1号被保険者若しくは附則第12項に規定する第1号被保険者」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年度から平成20年度までの各年度における保険料率及び各納期ごとの保険料の納付額については、なお従前の例による。

提 案 理 由

平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率を定める等のため、横浜市介護保険条例の一部を改正する必要があるので提案する。